

令和8年度 危険物取扱者保安講習案内(福生)

東京消防庁
公益財団法人
東京防災救急協会

消防法第13条の23の規定に基づく危険物の取扱作業の保安に関する講習を実施します。

1 受講対象者

多摩地区に居住又は勤務する危険物取扱者で製造所、貯蔵所又は取扱所において危険物の取扱作業に従事している方。

2 実施日及び講習会場

実施日	講習区分	講習会場
令和8年6月4日(木)	一般	東京消防庁福生消防署 3階 (福生市福生1072番地)
令和8年6月5日(金)	一般	

3 講習時間

午前9時00分から午後1時00分まで(開場:午前8時30分)

4 講習科目等

- 危険物関係法令に関する事項
- 危険物の火災予防に関する事項
- 効果測定

5 受講申請等

(1) 申請場所

東京都内の各消防署、消防分署又は消防出張所(稲城市及び島しょ地域を除く。)

(2) 受付日時

申請の受付は、令和8年5月7日(木)から開始します。
月曜日～金曜日の午前8時30分から午後4時30分まで

(3) 申請の締切日

各講習実施日の7日前まで
なお、定員になり次第締め切ります。
空席の状況は東京消防庁ホームページで確認できます。

(4) 申請に必要な書類等

- 受講申請書
- 危険物取扱者免状
- 受講手数料 5,300円(非課税)

※申請書は、東京都内の各消防署、消防分署及び消防出張所に準備してあります。

なお、東京消防庁ホームページ(各種申請様式)からもダウンロードすることができます。

※申請時に提出した書類及び手数料は、一切お返しできません。



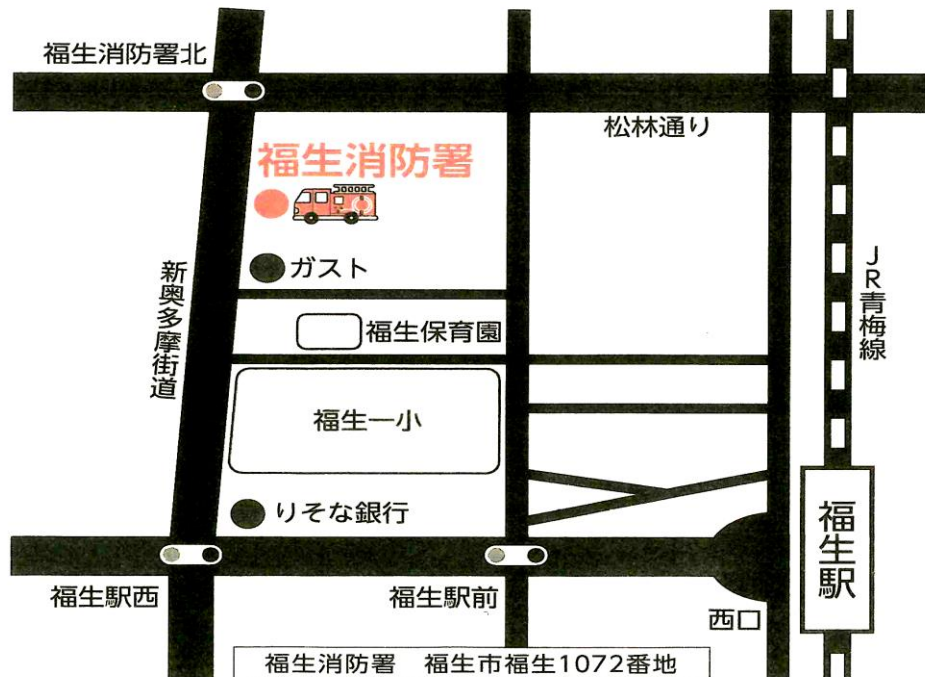
東京消防庁ホームページ
[空席状況]

6 留意事項

- (1) 講習当日は、以下の3点を必ずご持参ください。
① 受講票 ② 危険物取扱者免状 ③ 筆記具(鉛筆又はシャープペンシル、消しゴム)
- (2) 講習で使用する教材は、当日会場でお渡しします。
- (3) 原則、遅刻した場合は受講できません。また、早退した場合は講習修了とは認められません。
- (4) 講習を欠席される方は、講習日の午前9時30分までに申請した消防署所へ連絡してください。
- (5) 講習中のスマートフォン等の使用、居眠り、迷惑行為等は講習修了と認められない場合があります。
- (6) 台風等により緊急のお知らせがある場合は、東京消防庁ホームページに掲載します。
- (7) 講習室内には蓋のあるペットボトルや水筒等を持ち込めます。密閉されないドリンクカップや缶等は持ち込めません。
- (8) 会場にごみ箱はありませんので、ごみはお持ち帰りください。
- (9) 会場の建物内及び建物周囲は禁煙です。
- (10) 会場内は換気等をしている場合があるため、体温調整のできる服装でお越しください。
- (11) 支援や配慮が必要な方は申請前にご相談ください。

《 講習会場案内図 》

講習会場には、駐車場及び駐輪場がありません。電車やバス等の交通機関をご利用ください。



交通機関：JR青梅線福生駅から徒歩で約7分

[問合せ先]

- ・東京都内の各消防署、消防分署又は消防出張所（稲城市及び島しょ地域を除く。）
- ・東京消防庁 消防技術試験講習場 電話 03-3255-2945
- ・公益財団法人東京防災救急協会 講習事業部講習第一課 電話 03-5297-7383
- ・東京消防庁ホームページ <https://www.tfd.metro.tokyo.lg.jp>



東京消防庁ホームページ
[危険物取扱者保安講習]